

表 韓国側の既存のFTAから追加された譲許品目

相手国	撤廃時期	品目		
ASEAN	即時	畜産	チェダーチーズ	
		果樹・野菜	キウイ	
		その他	菜種油(その他)、チョコレートおよびその他調製食料品	
	10年	食糧	バンバラマメ、ササゲ、カシューナッツなど	
		畜産	モツアレラチーズ、畜副産物〔食用舌肉(冷蔵・冷凍)]など	
		果樹・野菜	ナツメヤシ、グアバ、マンゴスチン、パパイヤ、ドリアン、レモン、チェリー	
		その他	パイナップルジュース、カラシ油	
	15年	食糧	でん粉グルー、デキストリングルー、その他グルー	
		畜産	ガチョウ(冷蔵・冷凍、切断肉)、ホロホロチョウ(冷蔵・冷凍、切断肉)、肉汁	
		果樹・野菜	クランベリー、芋茎、果実類(その他ドライ)、マテおよび茶調製品、その他調製貯蔵果実(アンズ、チェリー)	
		その他	ビール、混合調製食料品、麺、高麗人参飲料	
	20年	食糧	インゲン豆、タピオカ(冷凍)	
		畜産	牛食用舌肉(冷凍)、ガチョウ(切断肉)、ホロホロチョウ(切断肉)、鹿茸全枝(ドライ)、鹿角、鹿茸全枝以外	
その他		ジャム		
オーストラリア	20年	ソーセージ表皮(豚、羊)		
中国	即時撤廃	デキストリン(変性でん粉)		
	20年	鹿茸全枝(ドライ)、鹿角、鹿茸全枝以外		
ニュージーランド	-	-		

(注) 韓国・ASEAN FTA上の相互主義制度と既に締結したFTAの有無によりASEAN各国別の追加開放品目は異なる。

(出所) 農林畜産食品部